

令和 8 年（フ）第 1 7 9 号

神奈川県平塚市寺田縄39番地の1 ハイツ小泉202号
破産者 佐々木順助

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和 8 年（フ）第 2 1 号

新潟県三条市西四日町 4 丁目11番 7 号
破産者 ビービー（b. B）ことb Bこと 大橋 正次

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和 8 年（フ）第 2 0 号

富山県下新川郡朝日町桜町1196番地 2
破産者 眞岩 拓馬

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和 7 年（フ）第 8 0 4 号

静岡県焼津市中里502番地の 3
破産者 久保山貴浩

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第 2 部

令和 8 年（フ）第 1 6 0 号

静岡県浜松市中央区富塚町1928番地の 8 佐鳴湖パークタウン12号棟1202、前住所静岡県浜松市中央区東伊場二丁目14番 2 ー505号
アーバンエクセレント浜松アネックス
破産者 小出 忍

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和 8 年（フ）第 2 5 号

和歌山県西牟婁郡白浜町中1652 特別養護老人ホーム百々千園、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台41番 2 号
破産者 佐々木みどり

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和 8 年（フ）第 3 0 号

和歌山県田辺市稲成町303番地の 5
破産者 山本建築こと 山本 悠葵

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和 8 年（フ）第 4 9 号

山口県岩国市麻里布町五丁目 1 番16号 105（前住所 山口県岩国市昭和町三丁目 7 番12号）
破産者 岡田由起子

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和 7 年（フ）第 5 4 号

愛媛県宇和島市保手 2 丁目 8 番20号
破産者 村山みどり

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和 7 年（フ）第 3 3 7 号

高知市大津甲1177番地 1 グリーンサイド湯山103
破産者 矢野 素也

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和 8 年（フ）第 7 6 号

高知市一宮中町 3 丁目23番 2 号 コスモ一宮 2 ー103号
破産者 大塚 祐司

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和 8 年（フ）第 3 4 号

佐賀県杵島郡白石町大字福吉89番地 2
破産者 淵上 司

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和 8 年（フ）第 4 6 号

佐賀県伊万里市立花町1038番地25
破産者 村岡 雄太

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和 8 年（フ）第 1 5 号

佐賀県唐津市浜玉町横田下387番地
破産者 江川早希子（旧姓菊池）

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和 7 年（フ）第 3 2 1 号

長崎県長崎市三原 2 丁目28番54号 松尾アパート101号、旧住所長崎県長崎市炉畑町 4 番地 竹山ビルB 1
破産者 濱里 秀

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和 8 年（フ）第 1 5 6 号

長崎県長崎市曙町25番 9 号
破産者 臼井 裕美

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

令和 7 年（フ）第 6 9 号

千葉県柏市大室901番地 1、開始決定時の住所千葉県旭市後草2118番地20
破産者 栗飯原由美子

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和 7 年（フ）第 1 5 6 号

千葉県匝瑳市内山450番地 1
破産者 名取 秀雄

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和 7 年（フ）第 9 8 6 号

仙台市若林区卸町二丁目 1 番地16
破産者 株式会社ミエルインターナショナル

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第 4 民事部破産係